

# 【保険料率改定と新制度開始のお知らせ】

2026年3月・4月より、以下の保険料率が改定されます。  
また、2026年4月より新制度「子ども・子育て支援金制度」が始まります。

新しい保険料率				
	適用月	給与反映	改定後 (本人負担)	改定前 (本人負担)
健康保険	3月～	4/24支給分～	<b>4.925%</b>	4.955%
介護保険	3月～	4/24支給分～	<b>0.81%</b>	0.795%
雇用保険	4月～	5/25支給分～	<b>0.50%</b>	0.55%
<b>【新制度】 子ども・子育て 支援金</b>	4月～	5/25支給分～	<b>0.115%</b>	—

## 子ども・子育て支援金について

2026年4月から、医療保険の一環として始まる新しい制度です。働く世代を中心に、社会全体で子ども・子育て世帯を支えるための仕組みで、健康保険に加入している方が対象となります。

※詳細は協会けんぽHPをご確認ください。

<参考>

■全国健康保険協会（協会けんぽ）HP「保険料額表」



[https://www.kyoukaikenpo.or.jp/assets/R8\\_13tokyo.pdf](https://www.kyoukaikenpo.or.jp/assets/R8_13tokyo.pdf)

■厚生労働省HP「雇用保険料率のご案内」



<https://www.mhlw.go.jp/content/001672589.pdf>

■こども家庭庁HP「子ども・子育て支援金制度について」



[https://www.cfa.go.jp/policies/kodomoko\\_sodateshienkinseido](https://www.cfa.go.jp/policies/kodomoko_sodateshienkinseido)